



2023年7月24日

各 位

会 社 名 G F A株式会社

代表者名 代表取締役 片田 朋希

(スタンダード市場 コード番号：8783)

問合せ先 執行役員 管理本部長 津田 由行
(TEL 03-6432-9140)

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、2023年7月24日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡債権請求事件（以下、「本訴」といいます。）を東京地方裁判所に提起することを決議し、訴訟提起をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日：令和5年7月24日

2. 訴訟を提起した者（原告）

名 称：GFA株式会社
住 所：東京都港区南青山二丁目2番15号
代表者：代表取締役 片田 朋希

3. 訴訟を提起した相手（被告）

名 称：株式会社サクシード
住 所：東京都港区西新橋三丁目13番7号 VORT 虎ノ門 south 11階
代表者：代表取締役 高田 朋宏

4. 訴訟提起に至った経緯及び訴訟の内容

当社は、2022年9月28日付「株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」において開示のとおり、美容脱毛サロン事業を一部譲受しておりますが取得に至る以前において、当社は株式会社ヴィエリスから割賦債権を2022年5月25日及び2022年5月30日に取得しております。

株式会社サクシードは、ヴィエリスの顧客に対して個別信用あっせん的一种である「サクシードクレジット」を提供しており、ヴィエリスは顧客がこのサクシードクレジットを利用した場合にサクシードから立替払いを受けられるところ、当社がヴィエリスからこの立替払いの未払い分等について債権譲渡を受けたためサクシードにその支払いの請求をしたところ、一部支払いを拒否されたことから、その支払いを求めるものとして本訴に踏み切ることとなりました。

訴訟の目的の価額：521,286,948円

5. 今後の見通し

本訴に係る今後の経緯につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

また本訴に伴う 2024 年 3 月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上